

議第50号

橿原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

橿原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

提出者	橿原市議会議員	成 谷 文 彦
賛成者	橿原市議会議員	原 山 大 亮
〃	〃	西 川 正 克
〃	〃	高 橋 圭 一
〃	〃	竹 田 の ぶ や
〃	〃	た け だ や す ひ こ
〃	〃	う す い 卓 也
〃	〃	松 尾 高 英
〃	〃	奥 田 英 人

橿原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

橿原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年橿原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

経費の項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費 （講師謝金、会場費、文書通信費、交通費、宿泊費、参加費等）
広報広聴費	議員が住民からの市政又は会派の政策等に対する要望、意見等を聴く

	ための会議の開催、文書の作成、ホームページの作成等に要する経費 (印刷費、文書通信費、会場費、茶菓子代、ホームページ等の作成及びその維持管理費等)
要 請 ・ 陳 情 活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う各種会議に要する経費及び団体等が開催する意見交換会等 各種会議への議員の参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費、参加費等)
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等)
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
人件費	議員が行う活動を補助する職員を臨時に雇用する経費 (給料、手当、賃金等)
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品購入費、事務機器 購入・リース代等)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理由 政務活動費の経費の範囲を拡充し、議員の調査研究活動の基盤を強化するため、
所要の改正を行うもの